

会社法第782条第1項に規定する
吸収分割契約に関する事前備置書類

2020 年 6 月 4 日

大陽日酸株式会社

会社法第 782 条第 1 項に規定する
吸収分割契約に関する事前備置書類

2020 年 6 月 4 日

東京都品川区小山一丁目 3 番 26 号
大陽日酸株式会社
代表取締役 市原 裕史郎

当社は、2020 年 5 月 15 日付で当社の完全子会社である株式会社大陽日酸分割準備会社（以下、「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社が営む全事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

①交付する株式数に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、新たに普通株式 10 万株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当て交付します。承継会社は当社の完全子会社であり、また本吸収分割に際して承継会社が発行する株式の全てが分割会社である当社に交付されることから、承継会社が交付する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

②本吸収分割により増加する承継会社の資本金および準備金の額に関する事項

本吸収分割による承継会社の資本金および準備金の増加額は次のとおりです。本吸収分割後における承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして、相当であると判断しております。

・資本金	14 億 7,500 万円
・資本準備金	3 億 5,000 万円
・利益準備金	0 円

3. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）成立の日（2020年2月4日）における貸借対照表

承継会社におきましては、確定した事業年度は存在しません。承継会社の設立の日（2020年2月4日）における貸借対照表は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産		株主資本	
現預金	50	資本金	25
		資本準備金	25
資産合計	50		50

（2）成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

（1）当社の債務の履行の見込みについて

当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は1,137,024百万円、負債の額は869,095百万円であり資産の額が負債の額を上回っており、その後同日から現在までこれらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、当社は当社の全事業を承継会社に承継させますが、それに対応する負債も承継させます。また、現在から本吸収分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における当社の資産は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに当社の収益状況およびキャッシュ・フロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

（2）承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日の貸借対照表における資産の額は50百万円、負債の額は0円であり

資産の額が負債の額を上回っており、その後同日から現在までこれらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、承継会社は当社の全事業を承継しますが、承継する事業については資産が負債を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における承継会社の資産は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに承継会社の収益状況およびキャッシュ・フロー等にかんがみて、承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

吸収分割契約書（写）

太陽日酸株式会社(住所：東京都品川区小山一丁目 3 番 26 号、以下「**甲**」という。)及び株式会社太陽日酸分割準備会社(住所：東京都品川区小山一丁目 3 番 26 号、以下「**乙**」という。)は、甲が営む本事業(第 1 条において定義される。)に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「**本吸収分割**」という。)に関して、2020 年 5 月 15 日(以下「**本契約締結日**」という。)、次のとおり合意し、本吸収分割契約(以下「**本契約**」という。)を締結する。

第 1 条(吸収分割の方法)

甲は、本契約の定めに従い、甲が営む全事業(以下「**本事業**」という。)に関して有する第 2 条所定の権利義務を、第 5 条に定める本効力発生日をもって、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条(承継する権利義務)

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「**本承継対象権利義務**」という。)は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 乙が甲から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継される債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対してその負担の全部を求償することができる。

第 3 条(本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際し、その普通株式 10 万株を発行し、その全てを本承継対象権利義務の対価として甲に割り当てる。

第 4 条(乙の資本金及び準備金の額)

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 資本金 | 14 億 7,500 万円 |
| (2) 資本準備金 | 3 億 5,000 万円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第 5 条(効力発生日)

本吸収分割の効力発生日(以下「**本効力発生日**」という。)は、2020 年 10 月 1 日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲及び乙の協議により、これを変更することができる。

第6条(分割承認決議)

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し(会社法第319条第1項に基づき、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)、本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第7条(善管注意義務)

甲は、本契約の締結後、本効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって本事業に係る業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、本事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、乙の承認を得てこれを行うものとする。

第8条(競業避止義務)

甲は、本吸収分割に関連して、一切の競業避止義務を負担しないものとする。

第9条(本契約の変更又は解除)

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が協議し同意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、本効力発生日の前日までに、甲又は乙において、本吸収分割の実行のために必要な本契約の承認又は本吸収分割に関して法令上必要とされる関係官庁等の許可、承認等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第11条(協議事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

《本頁以下余白》

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 5 月 15 日

甲：東京都品川区小山一丁目 3 番 26 号
大陽日酸株式会社
代表取締役 市原 裕史郎

乙：東京都品川区小山一丁目 3 番 26 号
株式会社大陽日酸分割準備会社
代表取締役 市原 裕史郎

別 紙

承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲より承継する権利義務は、効力発生日における本事業に係る以下の資産、負債、雇用契約及びその他の契約上の地位並びにこれらに付属する権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

甲が有している一切の資産。但し、以下の勘定科目に属する資産は除く。

- (1) 現金預金(但し、本事業から本吸収分割後に甲が営む子会社管理及びグループ運営に関する事業を除いた事業(以下「**国内ガス事業等**」という。)の運転資金として必要な現金及び預金は除く。)
- (2) 短期貸付金
- (3) その他流動資産(但し、国内ガス事業等に係るその他流動資産は除く。)
- (4) 土地、建物及び構築物(但し、甲が東京都品川区小山、東京都港区芝、大阪府大阪市西区新町及び千葉県千葉市稲毛区長沼に所有している土地、建物及び構築物に限る。)
- (5) 投資有価証券(但し、国内ガス事業等に関連して保有する投資有価証券は除く。)
- (6) 関係会社株式(但し、国内ガス事業等に関連して保有する関係会社株式は除く。)
- (7) 関係会社出資金(但し、国内ガス事業等に関連して保有する関係会社出資金は除く。)
- (8) 長期貸付金
- (9) その他投資(但し、国内ガス事業等に係るその他投資は除く。)

2. 承継する負債

甲が負う一切の負債。但し、以下の勘定科目に属する負債は除く。

- (1) 短期借入金
- (2) コマーシャルペーパー
- (3) 1年以内返済予定長期借入金
- (4) 1年以内償還予定社債
- (5) 未払金(但し、国内ガス事業等に係る未払金は除く。)
- (6) 未払費用(但し、国内ガス事業等に係る未払費用は除く。)
- (7) 未払法人税等
- (8) その他流動負債(但し、国内ガス事業等に係るその他流動負債は除く。)

- (9) 社債
- (10) 長期借入金(但し、国内ガス事業等に係る長期借入金は除く。)
- (11) 繰延税金負債
- (12) 長期未払金
- (13) 長期預り金(但し、国内ガス事業等に係る長期預り金は除く。)

3. 承継する雇用契約及び労働協約

- (1) 甲の全ての従業員(以下「**承継対象従業員**」という。)との間の雇用契約及びこれらに付随関連する一切の権利義務(効力発生日までの甲と承継対象従業員との間の雇用関係に関連して発生する賃金、退職金その他一切の債務を含む。)。
- (2) 甲と労働組合との間の労働協約

4. 承継する契約関係(雇用契約については上記 3. のとおり)

甲が締結している一切の契約等及びこれらに付随関連する権利義務。但し、以下の契約等は除く。

- (1) 顧客又はサプライヤーとの間の甲のグループ会社を対象とするグローバル契約(購買契約、秘密保持契約等)
- (2) 甲の資金調達に関する契約
- (3) 上記 1. (4)において承継対象権利義務に含まれない不動産に係る賃貸借契約
- (4) 関係会社とのローン契約
- (5) 関係会社の借入に対する保証契約
- (6) 上記 4. (4)及び(5)の他、海外関係会社との間の契約(従業員の出向・派遣に関する契約を含む。)(但し、国内ガス事業等に係る契約は除く。)
- (7) 経営企画・管理業務に係る外部業務委託先との間の契約
- (8) 甲が海外において実施した M&A に関連する契約
- (9) 海外でのガスの供給に関する契約
- (10) 株式会社三菱ケミカルホールディングスとの間の 2014 年に実施した公開買付けに関する契約
- (11) 役員賠償責任保険に関する契約
- (12) 上記の契約に付随関連する一切の契約

5. 承継する知的財産権

甲が保有する一切の知的財産権(営業秘密及びノウハウを含む)。但し、以下の知的財産権は除く。

No.	登録番号／出願番号	国	No.	登録番号／出願番号	国
1	4081031	日本	26	3773825	米国
2	4036667		27	17984065	EUTM(欧州)
3	388026		28	17984061	
4	481093		29	1041417	ドイツ
5	488010		30	1445117	ノルウェー
6	481094		31	201815343	
7	2533816		32	201815344	
8	2553249		33	7222838	中国
9	2557904		34	7222837	
10	2513414		35	190086	台湾
11	3172017		36	592929	
12	3202529		37	1388766	
13	4670987		38	1238071	
14	4786633		39	4-2007-005619	フィリピン
15	4823560		40	4-2018-015226	
16	4858087		41	4-2007-00005618	
17	4858088		42	4-2018-015225	
18	5090304		43	3940704	インド
19	4845710		44	4/15008/2019	ミャンマー
20	6182377		45	4/15009/2019	
21	6161217		46	国際商標登録番号 882195	中国／ドイツ／フランス／イギリス／韓国／シンガポール／タイ／ベトナム／オーストラリア／インド／欧州共同体／ノルウェー
22	6182376				
23	商願 2019-138194				
24	商願 2020-004569				
25	商願 2020-004570				

6. 承継する許認可

甲が取得している一切の許可、認可、免許、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上